

報道関係各位

2010年4月28日

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元策の一環として、消却を前提とした自己株式の取得をする為。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 272万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 136億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成22年4月30日～平成23年3月31日 |

(ご参考)

平成22年3月31日時点の自己株式の保有	
発行済株式総数(自己株式を除く)	115,334,714株
自己株式数	2,190,418株

以上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託(株)経営企画室
TEL. 03(6718)9068